

- 自然災害等により避難先施設が使用できない場合の代替案として、鳥取県内町村に約15,000人分の避難先を予備的に確保。

### 避難計画で定められている受入先市町

仮置き		地 区	避難先	人口（人）	人口合計
鹿島	全地区		大田市	7,056	10,662
島根	大芦地区		奥出雲町	1,160	
生馬	西生馬町、上佐陀町、下佐陀町		大田市	1,099	
古江	古志町、西谷町、荘成町、東長江町及び西長江町の一部		大田市	1,347	

# 避難を円滑に行うための対応策④（代替道路の策定、道路復旧）

- ▶ 地域防災計画で利用を想定している道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、代替経路を策定するとともに、復旧作業を実施。
- ▶ PAZ圏内避難時の避難経路として設定されている〇〇が通行不能の場合、△△線を使用することも想定。

未調整

仮置き(「川内地域の緊急時対応」の例)



## 8. UPZ内の防護措置等

### <対応のポイント>

UPZ内の学校・保育所の児童生徒は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

UPZ内の住民は、施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避の準備をする。

UPZ内の住民は、全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施する。

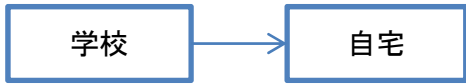

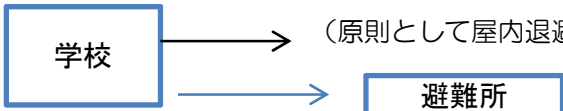
# 学校・保育所の児童生徒の保護者の元への帰宅、避難① (保護者の元への帰宅、避難の時期等)

- 警戒事態段階では、安全を確認した上で保護者の元に帰宅させる。
- 施設敷地緊急事態段階では、引き続き帰宅をすすめるとともに、屋内退避指示や避難指示が出された場合に備えた準備を行う。
- 全面緊急事態段階では、災害対策本部の指示に従って屋内退避又は避難を行う。

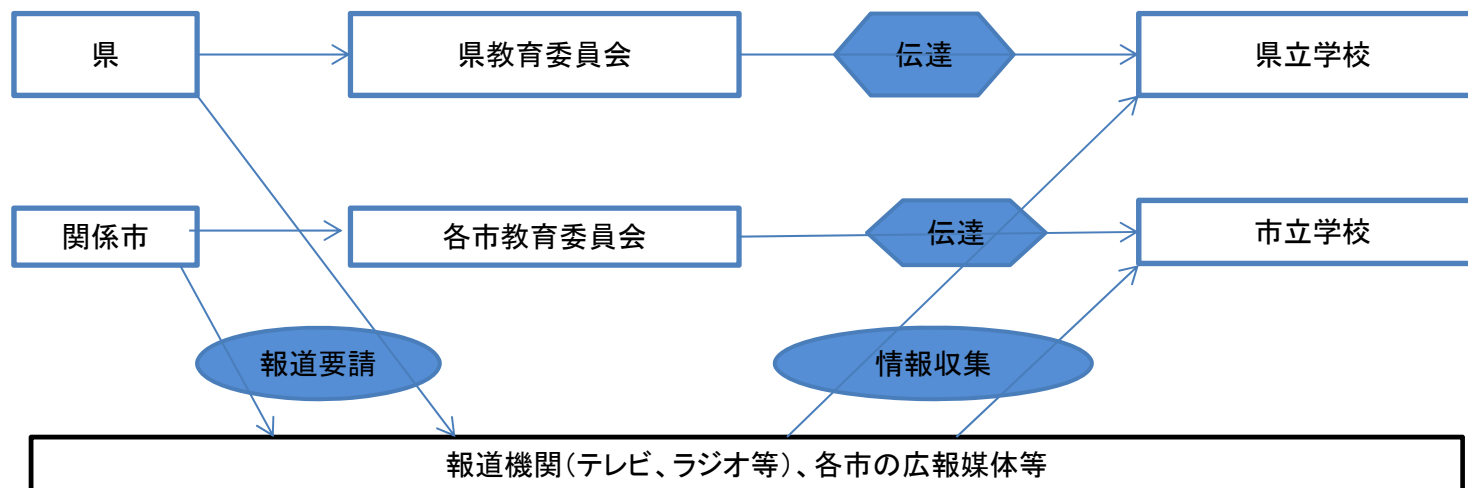
【要調整】島根県教育委員会「学校危機管理の手引」の内容を記載。

鳥根県の「学校・保育所・幼稚園の避難計画作成マニュアル」では施設敷地緊急事態で帰宅させることとなっている。

各段階における児童・生徒の動き(島根県の場合)

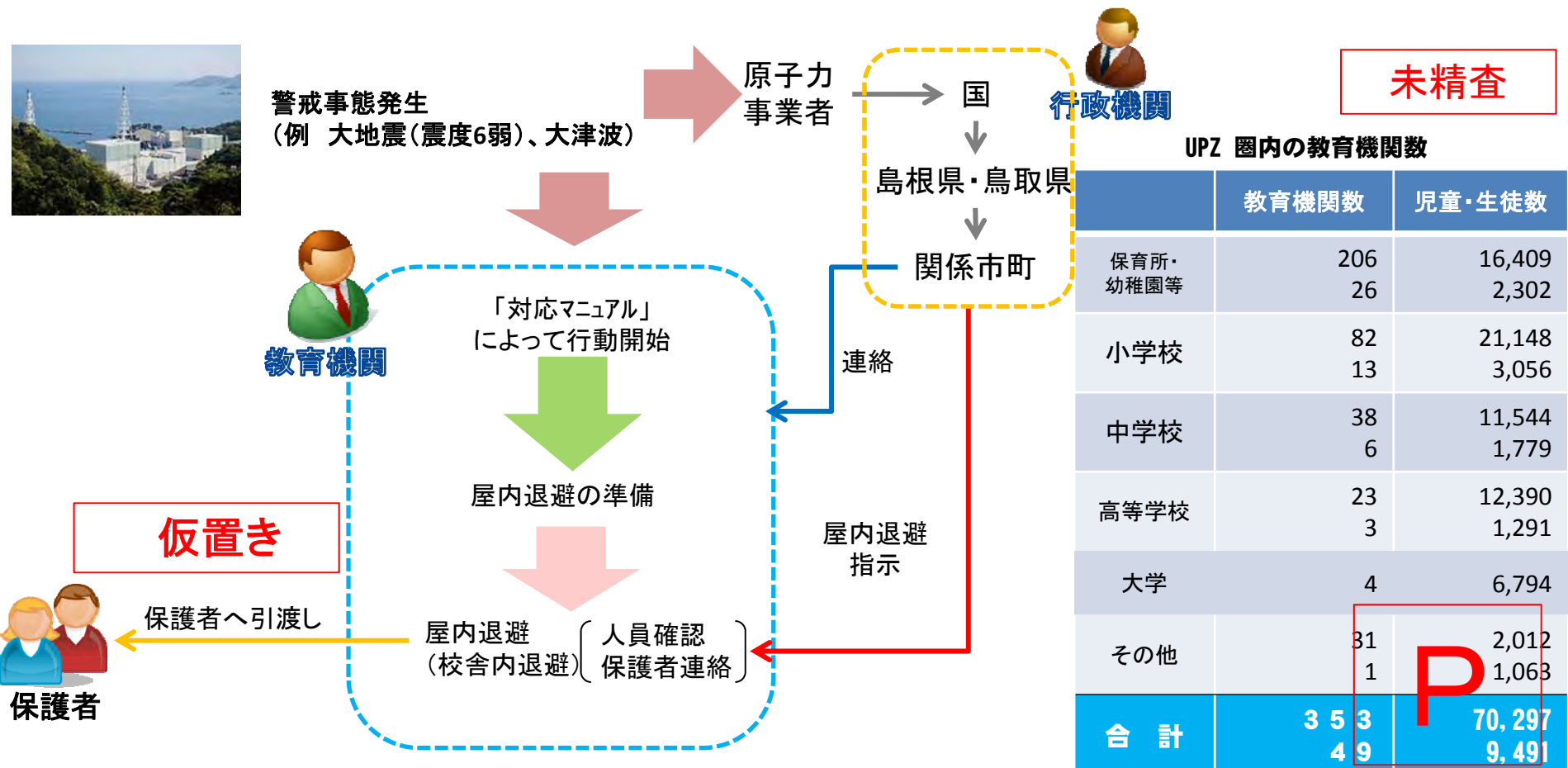
警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
 <p>【中学生以下は保護者へ引渡確認ができた児童・生徒】</p>	 <p>【中学生以下は保護者の迎え要請】</p>	 <p>(避難指示があった場合) 【県が確保し、市と協力して手配するバス】</p>

情報の伝達経路(島根県の公立学校の場合)



# 学校・保育所の児童生徒の保護者の元への帰宅、避難② (学校保育所等の所在地図及び避難方法等)

- ▶ UPZ内には、小中学校が○校、高校が○校、幼稚園・保育園が○園、その他学校が○校ある。
- ▶ 島根県においては、災害対策本部の指示に従い屋内退避又は避難を行う。学校から直接避難する場合、県が確保し、各市と協力して手配するバスによって行う。
- ▶ 鳥取県においても、避難指示の内容に従いUPZ外に避難させることを基本とする。この際、時間に余裕がない場合は学校から避難させ、避難先で保護者に引き渡す。余裕がある場合は、児童生徒を学校で保護者に引き渡す。



※ 上段: 島根県、下段: 鳥取県

避難行動要支援者（避難することにより健康リスクが高まる施設入所者等）  
の屋内退避①（屋内退避の時期等）

- 屋内退避とは、放射性物質の吸入抑制や放射線の遮蔽により被ばくを低減することである。
- 施設敷地緊急事態の段階において、屋内退避の準備を行う。
- 全面緊急事態の段階において市から発出される屋内退避指示を受け、屋内退避を実施する。

判断基準		UPZ（概ね30km）
EAL	警戒事態	<input type="checkbox"/> 平常時モニタリングの強化、緊急時モニタリングの準備
	施設敷地緊急事態	<input type="checkbox"/> 屋内退避準備 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリングの実施
	全面緊急事態	<input type="checkbox"/> 屋内退避 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリングの実施
放射性物質放出		
OIL	緊急防護措置	<input type="checkbox"/> OIL 4 スクリーニング
	早期防護措置	<input type="checkbox"/> OIL 2 (20 μSv/h) 生産物の摂取制限 1週間程度内に一時移転
	飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準 <input type="checkbox"/> OIL 6 飲食物摂取制限



段階的な避難や防護措置が行われるまで屋内退避  
※コンクリート屋内退避で、被ばくが約3%まで低減が期待できる。（福島第一原発事故の例）

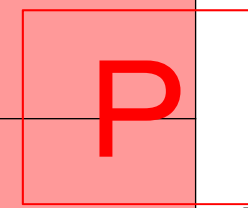


- 屋内退避施設は、放射線防護対策の工事中施設を含めて合計X施設を整備。
- 屋内退避施設は、合計約XXX人を収容。
- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設へ退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる。

**屋内退避施設の整備は未調整**  
**（避難行動要支援者実態調査の結果を踏まえて検討）**

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、UPZ内の住民は屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で活動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線率が $20 \mu\text{Sv/h}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。

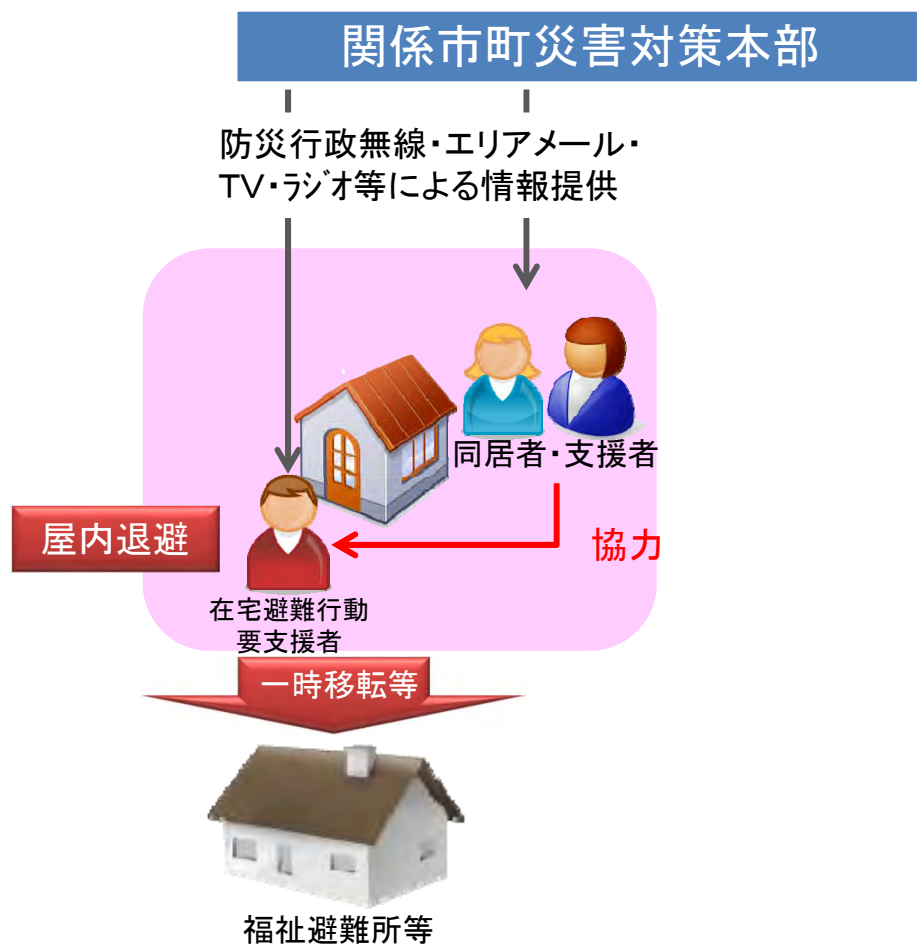
判断基準		UPZ（概ね30km）
E A L	警戒事態	<input type="checkbox"/> 平常時モニタリングの強化、緊急時モニタリングの準備
	施設敷地緊急事態	<input type="checkbox"/> 屋内退避準備 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリングの実施
	全面緊急事態	<input type="checkbox"/> 屋内退避 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリングの実施
放射性物質放出		
O I L	緊急防護措置	<input type="checkbox"/> O I L 4 スクリーニング
	早期防護措置	<input type="checkbox"/> O I L 2 ( $20 \mu\text{Sv/h}$ ) 生産物の摂取制限 1週間程度内に一時移転
	飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準 <input type="checkbox"/> O I L 6 飲食物摂取制限





## 避難行動要支援者（在宅者、施設入所者等）の避難② （在宅の避難行動要支援者の避難方法等）

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、エリアメール、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、広域福祉避難所へ移送を行う。



UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数

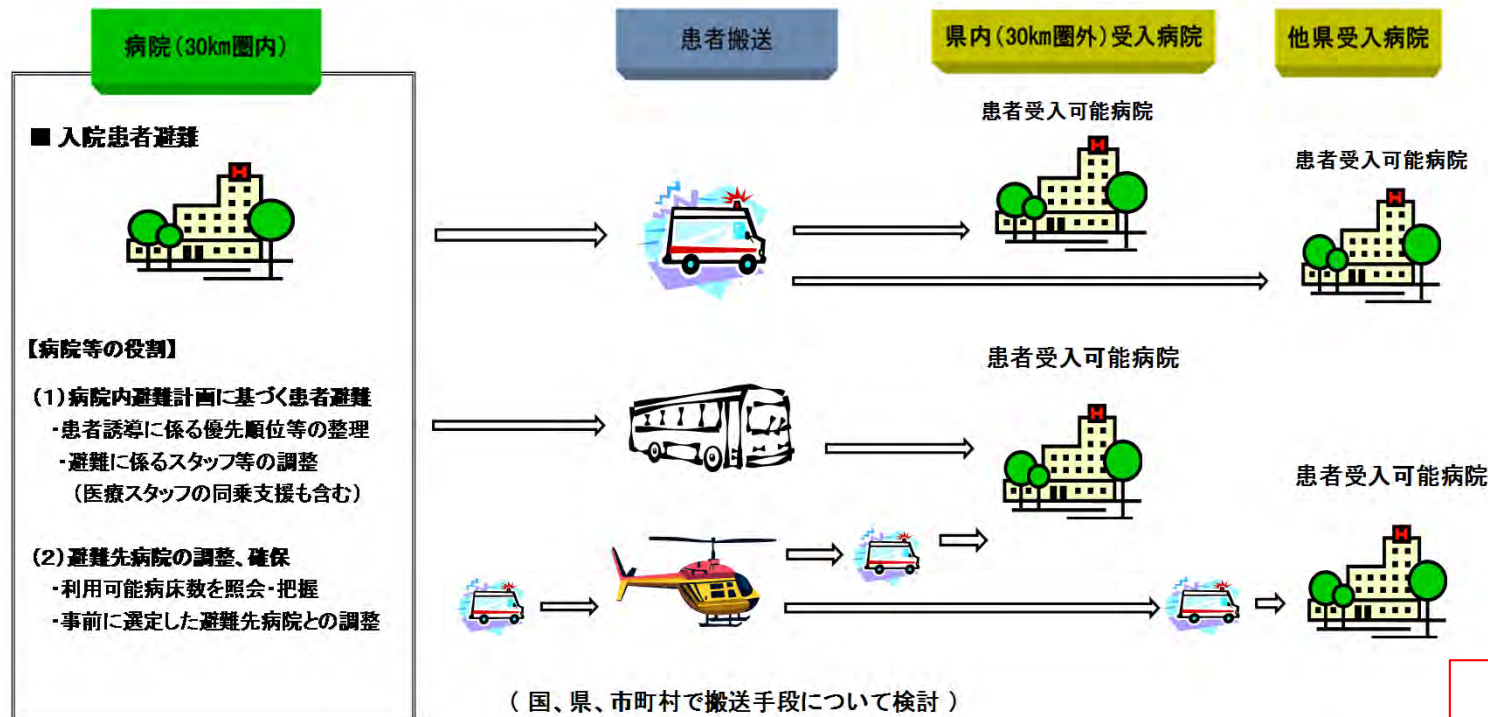
	5～30Km圏内
まつえし 松江市	( )
いずもし 出雲市	( )
やすぎし 安来市	不明
うんなんし 雲南市	( )
さかいみなとし 境港市	( )
よなごし 米子市	( )
合計	0(0)

- ※1 ( )内は支援者有り
- ※2 平成27年 月現在
- ※3 支援者のいない者は、今後支援者を決めていく

P

- PAZ内同様病院の入院患者についてはUPZ外に設定される避難先病院へ直接避難。
- UPZ内の8割を超える病院で避難計画を作成済。
- 山陽3県と入院患者の転院先の避難調整方法の概略について調整済。

原子力災害時における病院入院患者の広域避難のイメージ



- PAZ内同様社会福祉施設入所者については広域福祉避難所へ直接避難。
- UPZ内の8割を超える社会福祉施設で避難計画を作成済。
- 避難先となる広域福祉避難所は○箇所を確保。

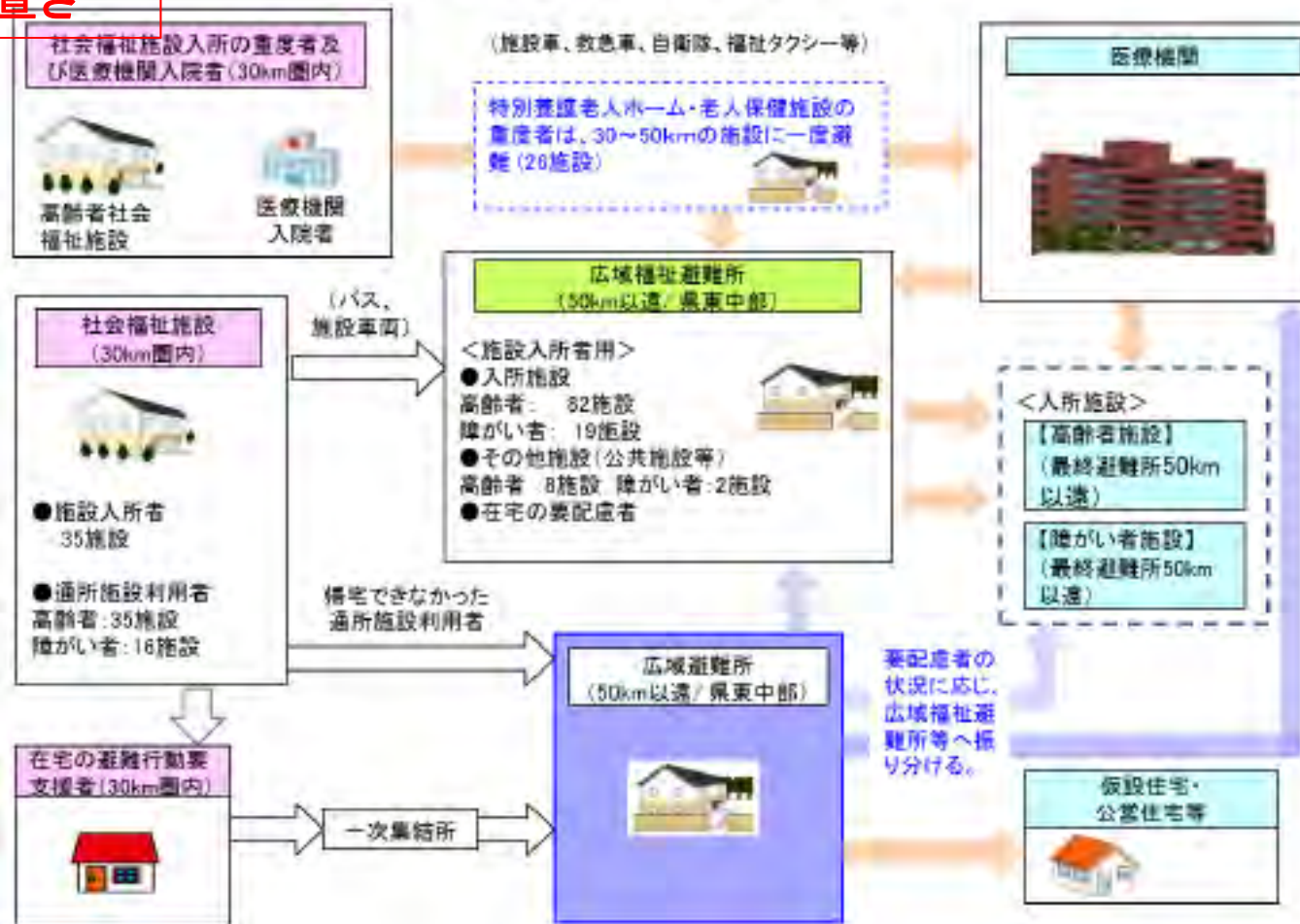
**広島県内の広域福祉避難所は、現時点  
では非公表。（広島県側と調整中）**

# 避難行動要支援者（在宅者、施設入所者等）の避難⑤ （鳥取県のイメージ）

- 施設敷地緊急事態発生時のP A Z避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえてUPZの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。
- 50kmを超える避難が、避難行動要支援者等の過重な負担となり、健康状態を悪化させないように配慮する。状況によっては30～50km圏内の施設利用を検討する。

## 仮置き

### 避難行動要支援者避難のイメージ



➤ P53の避難行動要支援者と同様のタイミングで、屋内退避や一時移転を行う。

	防護措置	概要
①	屋内退避	放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る。住民等が比較的容易に採ることができる。
②	一時移転	放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。避難は緊急で実施するものであり、一時移転は一定期間のうちに当該地域から離れるための実施するもの。
③	汚染スクリーニング及び除染	汚染スクリーニングは、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のために実施するものである。また、基準値を超えた場合には、除染を行うことが必要である。

仮置き



P